



平成 16 年 12 月 16 日

大阪府知事 太田 房江 様

大阪府特別職報酬等審議会  
会長 甲斐 道太郎

特別職の給料及び報酬の額等について（答申）

平成 16 年 9 月 27 日に本審議会に対して知事から諮問のあった標記について、次のとおり答申します。

## はじめに

平成 16 年 9 月 27 日、本審議会は、知事から特別職の給料及び報酬の額等について諮問を受けた。

今回の諮問は、平成 4 年以来、12 年ぶりであり、また、特別職の報酬等の改定の必要性等に併せ、知事、副知事及び出納長の調整手当の支給のあり方という、特別職の給与体系全体に踏み込んだこれまでとは大きく異なる内容となっている。

本審議会は、従来から、特別職の報酬等の改定については、適時適切に諮問するよう求めてきたところである。諸般の事情があったにせよ、本審議会への諮問が、全国の都道府県でも最長となる 12 年間据え置かれて現在に至っていることは、この間の社会経済情勢の変化や、加えて、大阪府の危機的な財政状況を背景に、審議をより複雑なものとした。この点については後で述べるが、一定の審議会開催のルール化を検討する必要があるものとする。

諮問事項に対する本審議会の意見は以下のとおりであるので、知事にあっては、その意見を尊重のうえ、適切な対応をよろしく願いたい。

### 1 特別職の報酬等の改定の必要性等について

今回諮問のあった特別職の報酬等の改定の必要性等について、慎重に審議を行ったところ、今回は、次の考え方から報酬等の額を据え置くことが適当であるという結論に至った。

#### 【考え方】

特別職の報酬等の額については、従来から、本審議会は、その職務と責任の度合い、社会的地位を勘案して、一般職の職員の給与改定の状況及び他の地方公共団体の特別職の報酬等の額との均衡などを考慮しながら、社会経済情勢の変化に応じて、適時適切に改定すべきことを求めてきた。

この基本的考え方に基づき、項目ごとに調査したところ、平成 4 年 4 月以降、大阪府の一般職の職員の給料は、この 12 年間で 6.4% 上昇しており、国の特別職の給料も、5.3~5.6% 上昇している。

他府県の特別職の報酬等についても、平成 4 年度以降、全ての団体に改定が行われている。

人事院の調査による従業員数 500 人以上の民間企業役員の報酬年額との比較において、知事の年収は、民間企業役員第 1 位の者の約 6 割の水準に低下している。

大阪市内の消費者物価指数も、5.5% 上昇している。

また、この間、社会経済情勢は大きく変化し、行財政をめぐる動きについても、地方分権一括法の施行により、地方分権が推進され、加えて、厳しい地方財政の中で徹底した行財政改革を進める必要があるなど、知事、副知事、出納長や議会の議員の職務と責任の度合いは、従来にも増して極めて重大になってきている。

これらの諸点や公務部門における人材確保という観点から考えると、特別職の現在の給与水準は、一定程度引き上げられてしかるべき

という考え方もある。

しかし、一方で、

- ・大阪府の一般職の職員の給与は、昇給延伸や2年連続のマイナス改定により、ラスパイレス指数は平成15年度で99.1となっていること
- ・他の都道府県においては、平成15年1月以降、8団体において特別職の報酬等の引き下げ改定が行われていること
- ・先般示された大阪府行財政計画案においては、一般職の職員の期末・勤勉手当のカットを求めていること

などの状況も見られる。

長引く景気低迷による府民生活の実情や大阪府の危機的な財政状況を勘案すれば、直ちに引き上げを答申することには慎重な意見が大勢を占めた。

これらを総合的に勘案し、今回は、引き上げは妥当でなく、他方、上記の諸事情からして、報酬等の引き下げも妥当とは考えられないということで、冒頭のように報酬等の額を据え置くことが適当という結論に至った。

なお、今回は、本来は引き上げるべき要素があるにもかかわらず、諸般の情勢から据置きが適当と判断したところであり、平成4年度からこれまでの上記の各種指標の積み残しについては、次回の諮問時に改めて考慮の対象とすべきと考える。

## 2 知事、副知事及び出納長の調整手当の支給のあり方について

諮問のあった調整手当の支給の是非について、本審議会としては調整手当を廃止することが適当であるという結論に至った。

### 【考え方】

現行の調整手当の支給については、地方自治法第204条に基づき、国の特別職に支給されていることとの均衡を勘案して支給されており、法的には問題はない。

他の都道府県でも、一般職の職員に調整手当を支給している18都道府県中、14都道府県が特別職に調整手当を支給しており、東京都、神奈川県、愛知県、京都府及び兵庫県など一般職の調整手当の支給割合が高い地域にあっては、全て特別職にも調整手当を支給している。

こうしたことから調整手当の支給を継続する考え方もある。

一方、特別職の給与は、地方公共団体が独自に条例で定めているものであり、特別職に地域調整給といった手当を支給することは府民にわかりにくいという考え方にも一定合理性がある。

また、一般的に、特別職の給与については、本審議会が答申し、条例で定めた給料月額をもって説明されることが多い中で、別途、調整手当として10%上乘せしているという誤解を生みかねないとの指摘もある。

さらに、国においては、現行の一般職の職員の調整手当の見直しが検討されている事情がある。

これらのことを総合的に勘案すれば、特別職の調整手当については、廃止することが適当であるとの意見が大勢を占めた。

ただし、今回、特別職の調整手当を廃止した場合は、知事、副知事及び出納長の給与については、10%の減収となる。特別職の給与については、職務給のほかに生活給の要素が加味されるべきであり、これを給料に組み入れる適否についても相当の議論がかわされた。結論として、上記1で述べたとおり、報酬等の額を据え置くことが適当であると判断した事情から、調整手当を廃止したことをもって、直ちにこれを給料に組み入れる事情ではないと判断した。

一方で、知事、副知事及び出納長においては、平成9年度以降、財政再建に資するための特例減額措置を実施しており、現在は、給料及び調整手当の8%カット及び期末手当の30%~5%カットを実施しており、この措置により、知事の場合、本来支給されるべき額から年収で約405万円下回っているという状況が続いている。特例的な措置とはいえ、相当長期にわたってこの状態が続いていることは、本審議会の答申からすれば本来好ましいことではない。調整手当の見直しの趣旨が府民へのわかりやすさという観点であるなら、調整手当の廃止を契機に、この特例減額措置についてもこの観点から再検討すべきが適当であると考えます。

なお、知事、副知事及び出納長以外の常勤の特別職について、知事等との均衡上、調整手当を廃止する場合は、一般職の職員との給与の逆転が生じないように考慮すべきである。

### 3 審議会の開催時期

これまで、本審議会においては、答申の都度、適時適切に特別職の報酬等の改定について、本審議会の意見を求めることが適当であると述べてきた。その期間については、審議の経過では概ね2年が望ましいという議論が行われてきた。

今回の諮問は、冒頭述べたように、前回の改定から12年も経過し、その間の特別職の報酬等を取り巻く諸情勢は大きく変化し、大変難しい議論となった。

今後は、社会経済情勢の変化や一般職の職員の給与改定の状況及び他の主要都道府県の改定動向などに応じた見直しをする必要があることから、これらの状況の変化を踏まえ、原則として2年に1度、本審議会に諮問するよう要請する。

### 結び

以上のことから、府議会議員の報酬並びに知事、副知事及び出納長の給料については現状のまま据え置き、調整手当の廃止により知事等三役の給与については、引き下げ答申ということになった。

その職務・責任の重要性に鑑みれば、このことには相当異論もあった。本審議会としては、大阪府が置かれている状況、府民生活の実情や府民の理解が得られるかなどを総合的に勘案し、議論を重ねた結果、今回はこのような答申になったところである。

したがって、次回の審議においては、これらの点について、改めて本審議会として議論をする必要があると考える。

## 【意見】

### 知事等特別職の退職手当について

今回の諮問に併せ意見を求められた知事等の退職手当については、次のとおり考える。

知事等常勤の特別職については、任期の定めがあることや、職務内容や責務の重要性等に鑑み、一般職の職員とは異なる支給水準や支給方法を定めていることについては一定合理性がある。

他の比較対象である民間役員の退職慰労金との比較については、公表データが少ないことなどから、その水準を一概に比較できるものではない。

このことから、知事等常勤の特別職の退職手当については、その職責・性格を同じくする地方公共団体との比較において水準を議論せざるを得ないと考える。

他の都道府県知事の退職手当については、全て給料月額に在職月数を乗じ、これに一定の支給割合を乗じて算出している。

その支給割合は、80 / 100 ~ 60 / 100 の範囲内であり、大阪府知事の退職手当の支給割合は、平成 13 年 4 月に 25% 引き下げられ、60 / 100 となっている。

また、支給額も低位の水準にあり、同じ職責の他の都道府県知事との比較においては、見直し、改定を直ちに行う水準ではないと考える。

ただし、退職手当については昨今の世論の中でも種々の議論があるところであり、今後とも、この動向を見極め、必要に応じて適切に対応する必要があると考える。